

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和元年度 第1回 高松市都市計画審議会
開 催 日 時	令和元年6月12日(水) 11時00分～12時00分
開 催 場 所	高松市防災合同庁舎502会議室
議 題	議案第1号 高松広域都市計画公園の変更 (高松市決定) 議案第2号 高松広域都市計画市場の変更 (高松市決定) 報告案件 第2次高松市緑の基本計画の改定について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	—
出 席 委 員	嘉門委員、川口委員、太田委員、紀伊委員、清水委員、三笠委員 中村委員、西岡委員、妻鹿委員、大山委員、吉峰委員 荒瀬委員(代理：企画部事業調整官 宮武)、竹内委員 吉田委員
欠 席 委 員	栗委員
オブザーバー	—
傍 聴 者	3人(定員 10人)
担当課及び 連絡先	都市整備局 都市計画課 Tel 839-2455 Fax 839-2452

会議経過及び会議結果									
<p>会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案の審議について <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>高松広域都市計画公園の変更</td> <td>(高松市決定)</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>高松広域都市計画市場の変更</td> <td>(高松市決定)</td> </tr> <tr> <td>報告案件</td> <td>第2次高松市緑の基本計画の改定について</td> <td></td> </tr> </table> ・ 議案第1号、第2号、報告案件について 事務局より議案第1号、第2号、報告案件について説明。 	議案第1号	高松広域都市計画公園の変更	(高松市決定)	議案第2号	高松広域都市計画市場の変更	(高松市決定)	報告案件	第2次高松市緑の基本計画の改定について	
議案第1号	高松広域都市計画公園の変更	(高松市決定)							
議案第2号	高松広域都市計画市場の変更	(高松市決定)							
報告案件	第2次高松市緑の基本計画の改定について								

会議経過及び会議結果

【主な質疑・意見等】

・議案第1号

(三笠委員)

進入路は北からでよろしいでしょうか。

道路幅員が狭く、看板等の設置もなく、公園が幹線道路から奥に入った場所に位置しているため分かりにくいです。

(事務局)

進入路については、公園の東西両側に幅員4mの道路があり、それを通して進入してもらいます。

通常、街区公園においては、離れた位置に看板の設置はしておりません。

(三笠委員)

良い場所に位置していますが、進入路が分かりにくいです。

そのため、目印となるものがあつた方が良いのではないかと思います。

街区公園であるため、派手な看板は設置できないとは思いますが、交通量が多く、分かりにくい点があるため、対応してもらえると公園の利用価値も上がると思いますので、対応をお願いします。

(事務局)

地元と協議しながら検討していきます。

(嘉門会長)

県道12号線は交通量が多く、看板等を設置してもらえると分かりやすいですね。

(結果) 「異存なし」として答申。

・議案第2号

(吉峰委員)

今回の場所はたばこ産業株式会社の跡地であり、一部、土壌汚染が出たと聞きましたが、その対策について教えてください。

(事務局)

今回の土地については、土壌汚染箇所があります。

たばこ産業株式会社が調査した結果、汚染物質について、フッ素及びヒ素が確認されました。

その区画への対応ですが、南側建物を新築する箇所については土壌の入れ替えを考えております。

また、北側駐車場についてはフッ素で汚染させた土壌、都市計画決定を行う敷地の南西側についてはヒ素で汚染された土壌が検出されており、その対応として、土壌の入れ替えではなく、盛土及びアスファルトで対策を考えています。

(吉峰委員)

万全を期してください。

(嘉門会長)

北側駐車場用地については、埋立地ではありませんか。

(事務局)

埋立地でございます。

(嘉門会長)

土壤汚染対策法が2年前に改正となり、自然由来系の汚染の取り扱いについて、環境省が指示をし直し、具体的な方策を決め直すこととなりました。

埋立地については、埋立地管理区域を設定し、フッ素系の基準が緩和されたため、盛土対策が適切であると思いますが、青果棟を建築する敷地の南西側の隅については、ひ素が出るということで、それを盛土だけで対応するのは、あまり良くはなく、地下水との接点がないようにする必要があります。

新しいガイドラインに沿って対応していただきたいと思います。

建物を建築する箇所については、土壌を入れ替え、撤去してしまうため、適切であると思います。

今年度、来年度で土壤汚染について適切に対応していただきたいです。

その他に意見はございませんか。

(大山委員)

土壤汚染に合わせて、地震対策として液状化現象の問題があると思いますが、どのように対策される予定でしょうか。

(事務局)

液状化への対策は行う必要があると認識しておりますが、現時点では、範囲及び程度については決まっていないため、今後、検討していきます。

(大山委員)

市民の方々は、なぜ液状化の起こりやすいところに建築するのか、その理由、対策を知りたがっています。

予算の関係もありますが、どこまで対策できるのか、検討をお願いします。

(嘉門会長)

県立病院用地も液状化の対策をしております。

青果棟用地についても、今年と来年度で防災対策を行う計画となっておりますが、まだ液状化への対策を検討できていないのは理解に苦しみます。

県立病院に劣らない対策を検討していただきたいと思います。

また、卸売市場であるため、アクセス道路についても液状化への対策をしていただかないと、建物だけ対策をしても、周辺が液状化により、アクセスできなくなると、機能を果たすことはできなくなります。

その点も含めて、液状化への対策をお願いします。

その他に意見はございませんか。

(紀伊委員)

駐車場用地が臨港地区内に含まれており、建物用地と駐車場用地を合わせて一体の敷地と理解しておりますが、今回、建物用地のみ都市計画決定するというところで、一体の敷地の半分だけを都市計画決定することは特に問題ないのでしょうか。

(事務局)

駐車場用地については、臨港地区の指定があり、建物を建てることができない制限となっています。

今現在、建物用地だけ都市計画決定を行うことは支障ありませんが、本来は建物用地と駐車場用地を合わせて一体の敷地になりますので、それぞれの用地を一体で都市計画決定をすることが望ましいと認識しております。

ただし、現在は、駐車場用地に港湾法がかかっており、それを変更するためには、県の港湾計画、全体を見直す必要があり、市場整備スケジュールや都市計画決定、県の港湾計画の見直しを総合的に考える中で、今時点でのベストとして、建物用地だけでの都市計画決定を行うこととなりました。

将来、市場の建替えや増築など、駐車場用地を活用して整備するようになりますと、建物用地だけの都市計画決定では、このようなことも行うことができません。

現段階では支障はありませんが、将来、支障が出てくる可能性があるため、駐車場用地についても、港湾計画の変更を行い、市場の敷地として都市計画決定できるように、香川県と調整を図り、進めて参りたいと考えております。

(嘉門会長)

ありがとうございました。

(結果) 「異存なし」として答申。

・報告案件

(清水委員)

公園は高松市内にたくさんありますが、整備後の公園管理が十分になされていないことに対して、どのように対策されていますか。

(事務局)

街区公園の管理については、公園愛護会を、地元を通じて設立しており、その愛護会と連携しながら管理を行っております。

また、公園愛護会がないところや大きな公園等については、指定管理者制度又は直営等で管理をしております。

(清水委員)

たくさん公園を整備しても、公園が管理できていないと、子供たちが公園に遊びに行っても危険なことが多々あると思います。

最近、公園に遊びに行く子供たちは見受けられませんが、危機管理の部分はどのようになっていますか。

(事務局)

遊具等の点検については、最低、年1度は点検を行っております。

また、通常時は公園愛護会に協力をしていただき、目視等で点検をお願いしております。

もし、損傷等がありましたら連絡を頂き、市の方で対応をしております。

(清水委員)

公園愛護会とは、どのような組織でしょうか。

(事務局)

公園愛護会は、自治会や老人会、子ども会等、地域の組織で形成されております。

(清水委員)

それは、自治体ごとにあるのですか。

(事務局)

公園ごとにあります。

(清水委員)

最近、様々な事件等が行っていますが、公園ができることは良いことですが、そういったところに対応していないと、何かあった時に子供たちが大変な目に合うので、公園愛護会と協議して対応してもらいたいと思います。

(嘉門会長)

具体的な危険な箇所があるのでしょうか。

(清水委員)

子供たちが公園で遊んでいる姿はほとんど見受けられません。

地元の公園では、明見公園が大きいので、遊んでいる姿は見受けられますが、その他の小さな公園については、子供たちの姿は見受けられません。

現状では、公園を整備しても、その公園の有意義な利用にはつながらないと思います。

その一方で、災害時には公園に集中して避難すれば、近くに大きな建物がなく、助かる可能性があります。公園管理には草抜きなど、様々な面がありますので、公園を整備することだけでなく、管理の部分も大切なことだと思います。

要請があり、公園整備をすると思いますが、要請をした側に公園を適切に管理するように指導していただきたいと思います。

(嘉門会長)

草が生えてしまうと、寄りにくいですし、土質会議などでは、15歳未満の子供たちが平日1日間で外に出る時間は1時間未満と言われており、子供たちの健康を確保するため、どのような取り組みをこれから行っていくのか、大きな課題となっております。

最近ではeスポーツが出るようになり、それを体力増進に繋げていくのは難しいですが、地域で守っていくようなことを考えなければならないと思います。

公園を一人あたり10㎡確保していくということが市の意義を保つため、高松市緑の基本計画の中で定められており、公園の整備や管理も必要ですが、危機管理もきっちりとしていく必要があります。

その他に意見はございませんか。

(大山委員)

ポイント4「各小学校区の公園面積の拡充」について、拡充を掲げていることはよく分かりまして、面積が非常に小さい公園が多いということで、計画的かつ、予算も確保していただかないと、地域から要望があった時に整備をするのではなかなか進まないと思います。

子供たちが公園で遊んでいないという指摘もありましたが、逆に私の方からは0才から2才までの小学校に上がる前の子供たちの遊び場所がないということで、小さい時から外で遊ばせることをしないと、家にこもってしまう、小学校に上がった時、外で遊ばなくなり、子供たちの体力の低下や親同士の交流の減少などが発生するため、計画的かつ予算も確保して進めてもらいたい

と思います。

(事務局)

各小学校区の1公園の整備は完了しましたが、小学校区によっては、開発公園や小規模な公園、校区に1公園しかないなどの校区があり、今後1人あたりの公園面積の拡充ということで、1人あたりの公園面積の少ない校区を重点的に整備していく計画です。

公園整備につきましては、用地の関係など、地元の協力が不可欠になりますので、コミュニティ協議会と連携を図りながら進めてまいります。

(嘉門会長)

本日の議案第1号の審議の中で、公園へのアクセスが分かりにくいと意見がありましたが、保育園児を公園に誘導する途中で交通事故に会う可能性もあり、1小学校区1公園を掲げる中で、どのように子供たちを安全に守っていくのか検討していただければと思います。